

港湾・漁港 I C Tモデル工事（浚渫）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、県内建設業界に I C T施工技術を普及・拡大させるための取り組みの一環として、茨城県土木部が港湾・漁港 I C Tモデル工事（浚渫）（以下「浚渫モデル工事」という。）を発注等するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（I C T活用）

第2条 I C T活用とは、以下に示す I C T活用における施工プロセスの各段階において、I C Tを全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ I C Tを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

（浚渫モデル工事の対象）

第3条 浚渫モデル工事は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種が含まれる工事から発注者が選定する。

- ・ポンプ浚渫工
- ・グラブ浚渫工
- ・硬度盤浚渫工
- ・岩盤浚渫工
- ・バックホウ浚渫工

2 以下に該当する工事については、浚渫モデル工事として選定しないこととする。

- (1)従来施工において、茨城県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事。
- (2)事業等の性質上、I C T活用による工事費の増が認められない工事

（浚渫モデル工事の発注）

第4条 浚渫モデル工事の発注は、以下の(1)～(5)のうちのいずれかの方式によることとする。

(1)発注者指定型

- ・第3条に示す工事のうち、予定価格が3億円以上かつ浚渫土量が2万m³以上のもの

のから選定し、発注することを基本とする。

- ・発注時の予定価格の算定にあたっては、「港湾土木請負工事積算基準」及び「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）」に基づき、ICT活用を反映した積算を実施することとする。
- ・発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
- ・浚渫モデル工事の受注者は、施工プロセスの全ての段階において、第2条第1項に示す全てのICT施工技術を活用することとする。

(2)受注者希望型

- ・第3条に示す工事のうち、予定価格が3億円未満かつ浚渫土量が1万m³以上のものから選定し、発注することを基本とする。
- ・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
- ・ICT活用については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。なお、協議にあたっては、施工プロセスの全ての段階において、第2条第1項に示す全てのICT施工技術の活用を前提とするが、当該工事の施工条件等により生産性の向上が見込めない等判断されるICT施工技術についてはその限りではない。
- ・受発注者協議により、ICT活用が決定した場合は、「港湾土木請負工事積算基準」及び「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）」に基づき、ICT活用を反映した設計変更を実施することとする。

(3)チャレンジいばらき浚渫I型

- ・県内測量業者及び建設コンサルタント業者（以下「測量業者等」という。）のICT分野への参入を促すための方式として、浚渫モデル工事及びモデル業務を並行して実施することとする。
- ・浚渫モデル工事は、第3条に示す工事のうち、予定価格が1億円未満かつ浚渫土量が1万m³以上のものから選定し、発注することとする。なお、浚渫モデル工事の施工に必要な第2条第1項①及び②のICT施工技術については、モデル業務として測量業者等に分離して発注することとし、双方の受注者が調整・連携を図りながらICT施工を実施することとする。
- ・浚渫モデル工事発注時の予定価格の算定にあたっては、「港湾土木請負工事積算基準」及び「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）」に基づき、ICT活用を反映した積算を実施することとする。
- ・モデル業務発注時の予定価格の算定にあたっては、見積りにより対応することとする。
- ・浚渫モデル工事及びモデル業務の発注に際しては、特記仕様書にチャレンジいばらき浚渫I型である旨明示することとする。
- ・モデル業務の受注者は、3次元起工測量及び3次元数量計算データを発注者に納

品することとし、浚渫モデル工事の受注者は、発注者を通じて当該成果の提供を受け、第2条第1項③、④及び⑤のICT施工技術を活用することとする。

(4) チャレンジいばらき浚渫Ⅱ型

- ・ ICT活用のうち、3次元データ活用について先行し普及・拡大を図るためのモデル工事として実施することとする。
- ・ 第3条に示す工事のうち、予定価格が1億円未満の工事から選定し、発注することとする。
- ・ 発注に際しては、特記仕様書にチャレンジいばらき浚渫Ⅱ型である旨明示することとする。
- ・ ICT活用については、契約後、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定することとする。なお、協議にあたっては、第2条第1項に示すICT施工技術のうち①及び②の活用と、その活用にあたっては、外注せずに受注者自らが実施することを前提とすることとする。
- ・ 受発注者協議によりICT活用が決定した場合は、「港湾土木請負工事積算基準」及び「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）」に基づき、ICT活用を反映した設計変更を実施することとする。

(5) その他の工事

- ・ 第4条第1項(1)～(4)により発注された工事以外においても、契約後に受注者からICT活用の希望があった場合には、発注者は協議に応じることとする。
- ・ この場合の手続きについては、(2)受注者希望型に準ずる。

(ICT浚渫の関係基準)

第5条 ICT活用にあたっては、「茨城県土木部が発注するICT活用モデル工事（土工）」の実施要領（平成30年7月）に定めるほか、以下に示す国土交通省等が定めた基準類を準用する。

- ・ 「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工事編）」（国土交通省港湾局・平成31年3月改定版）
- ・ 「水路測量業務準則」（海上保安庁・平成26年3月一部改正）
- ・ 「水路測量業務準則施行細則」
- ・ 「ICT活用工事積算要領（浚渫工事編）」（国土交通省港湾局・平成31年4月改定版）

(工事成績評定)

第6条 浚渫モデル工事の受注者が、設計図書に基づくICT活用を行った場合は、その実施・取組状況等に応じて成績評定考査項目の「5. 創意工夫」「6. 社会性等」で評価する。

2 浚渫モデル工事の受注者が、設計図書に基づくICT活用を正当な理由なく行わない等、取組が非協力的な場合は「7. 法令順守」で評価（減点）する。

附 則

この要領は、令和2年2月17日以降入札公告する工事から適用する。